

第19回入善町農業委員会議事録

令和4年2月8日午後1時30分から第17回入善町農業委員会が4F全員委員会室で開催された。

委員定数 18名 委員現在数 17名 欠員 1名

出席委員 16名

1番 五十里 章	2番 中陣 雄一	3番 寺田 晴美	4番 森下 さゆり
6番 上田 幸嗣	7番 島瀬 康一	8番 細田 孝志	9番 小林 真一郎
10番 米山 義隆	11番 坪野 和夫	12番 鍋嶋 太郎	13番 永山 美和
14番 吉原 有二	15番 愛場 義豊	16番 田中 吉春	18番 長原 均

欠席委員 1名

5番 森下 吉光

本会議に、議案の説明のため出席した者の職、氏名は次のとおり。

入善町農業委員会 事務局長	長 島 努
入善町農業委員会 係 長	腰 本 幸代
入善町農業委員会 主 事	上 原 祐里奈
入善町農業委員会 主 事	南 茂 和佳菜

議事日程及び本日の会議に付した案件は次のとおり

日程第1	会期及び議事日程の件
日程第2	議事録署名委員決定の件
日程第3	議案第69号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第4	議案第70号 農地法第5条の規定による意見進達について
日程第5	議案第71号 農用地利用集積計画の決定について

議長（鍋嶋 太郎）

ご苦勞様です。先だってから、皆様には農業者と農業委員会との意見交換会の開催をお願いしているところではありますが、私の担当の栲山地区では、新型コロナウイルスの影響により開催を延期することにいたしました。もう少し様子を見て、2月末には開催できないだろうかと思っています。人・農地プランが今後ますます重要視される見込みですし、何とか機会をとらえて話し合いを進めていきたいですね。それでは、本日もよろしくお願ひいたします。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは第19回入善町農業委員会を始めたいと思います。順序に従いまして日程第1、会期及び議事日程の件を議題といたします。会期を本日1日限りとし、日程は第1より第5の終了までといたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員 「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしとの発言がありますので、会期を本日1日限りとし、日程は議事終了までと決定いたします。

— 議事録署名委員決定の件 —

議長（鍋嶋 太郎）

次に、日程第2、議事録署名委員決定の件を議題といたします。6番上田委員と7番島瀬委員に決定
いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員 「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしとの発言がありますので、ご両名に決定いたします。

議長（鍋嶋 太郎）

次に、日程第3、議案第69号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。そ
れでは、事務局から説明をお願いします。

事務局

議案第69号、農地法第3条の規定による許可申請について、次の通り許可申請があったので審議を求
めます。今回は、1件の申請があります。

申請番号1番、農地の所在地は、入善町上飯野〇〇外1筆の計2筆で、台帳地目、現況地目はともに
田、合計面積は240㎡です。

譲渡人は、入善町東狐〇〇の〇〇さん、譲受人は、入善町上飯野新〇〇の〇〇さんです。

3条許可要件の確認です。農地法第3条に規定される許可要件は7つです。

農地法第3条第2項第1号については、譲受人が現在経営する農地はすべて耕作されており、農業を
営むための農機具が揃っていること、該当農地は自宅から自動車です約10分のところにあり、通作に支障
は無いと見込まれること、耕作者本人が30年の農作業従事経験があることからみて、耕作の事業に供す
べき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれるため、要件を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第2号について、原則として農地所有適格法人以外の法人は農地の権利を取得で
きないというものですが、当該申請における譲受人は個人であるため、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第3号について、信託の引受による農地の取得は認めないというものですが、当
該申請は信託の引受ではないため、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第4号については、農作業に常時従事している者が、年100日にわたり従事して
いて、耕作の事業に必要な行うべき農作業がある限りこれに従事すると認められるため、要件を満たす
と考えられます。

農地法第3条第2項第5号については、当該申請による農地取得後の経営面積が50aに達することと
いう、いわゆる5反歩要件ですが、譲受人の当該農地取得後の経営面積は、17,345㎡となるため、要件
を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第6号について、農地利用集積円滑化団体による農地利用集積事業等でなければ、
原則転貸を認めないというものですが、当該申請に係る農地は譲渡人が所有する農地であるため転貸に
は当たらず、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第7号については、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺の地域における
農地の農業上の効率的かつ総合的な利用に影響を及ぼす支障は生じないと認められることから、要件を
満たすと考えます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしている
と考えます。

農業委員による意見書の確認印は、細田委員にいただいております。

以上1件です。よろしく申し上げます。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、現地の確認を行った委員から補足説明をお願いします。

細田委員

申請番号1番については、譲渡人の強い要望により、贈与がされることになりました。譲渡人は昨年度も、所有する農地を農業者へ渡しております。この時申請地も渡す予定だったそうですが、話がまとまらず、今回になって別の受け手と話がついたことから申請に至ったとのことです。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

（質問・意見なし）

議長（鍋嶋 太郎）

何かございませんか。では、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。
よって、これより本案件の採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。

議案第61号、農地法第3条の規定による許可申請について、原案どおり許可することに、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

全員異議なしの声によりまして、本案を原案どおり許可することに決定いたします。

議長（鍋嶋 太郎）

次に、日程第4、議案第70号、農地法第5条の規定による意見進達についてを議題といたします。
事務局から説明をお願いいたします。

事務局

議案第70号「農地法第5条の規定による意見進達について」次のとおり許可申請があったので審議を求めます。

申請地は入善町浦山新〇〇の計1筆、台帳地目、現況地目ともに田で、面積は350㎡です。

貸渡人は、入善町浦山新〇〇の〇〇さん、借受人は、入善町浦山新〇〇の〇〇さんです。

転用目的は「一般住宅敷地」で、契約内容は「使用貸借権の設定」です。

借受人の〇〇さんは、結婚に備えて自宅の新築を計画していたところ、実家の祖父母が高齢化しており将来的に身の回りの世話をする必要があり、また、両親の農作業を補助する際の利便性を考慮した結果、実家の隣接地が適地であると判断し、今回の転用申請となりました。

申請面積は350㎡と、一般住宅の基準を満たし、住宅、駐車場等として利用するための面積です。

排水等につきましては、下水道は町道西広見南線に埋設してあります本管に接続し、雨水につきましては、町道と申請地の間にある用悪水路に排水する計画です。

申請地につきましては、第1種農地ではありますが、転用目的が「一般住宅敷地」であり、転用許可基

準が「集落接続」の項目に適合すると認められることから、農地の区分と転用目的には問題がないと考えます。

また、申請地は、令和3年11月18日に除外済であり、入善土地改良区の同意内容での意見書も添付されていることから、本案件は許可すべきであると考えます。

続きまして申請番号2番。申請地は入善町上飯野〇〇と上飯野〇〇の計2筆、台帳地目、現況地目ともに田で、合計面積は764㎡です。

譲渡人は、入善町東狐〇〇の〇〇さん、譲受人は、富山市経堂〇〇の〇〇さんです。

転用目的は「車両置場敷地」で、契約内容は「所有権移転」です。

譲受人の〇〇さんは、富山市及び富山県東部の一部のエリアで自動車（普通車・大型車）の販売、修理、整備及びレンタカー業務を行っています。

今までは業務顧客は法人が中心でしたが、顧客対象を個人へ拡大する方針であります。また、富山県東部の一部であったエリアをさらに黒部市、入善町、朝日町のエリアに拡大を計画しており、今回の申請地が拡大エリアの中心に近い地点として適しており、今回転用申請に至ったものです。

申請面積は764㎡であり、隣接する雑種地1,883㎡と一体的に利用する計画であり、今回の申請面積が全体利用面積2,647㎡の1/3以内であるため、「隣接する土地との一体利用」という第1種農地の許可基準を満たします。

また、申請地は、除外済であり、入善土地改良区の同意内容での意見書も添付されていることから、本案件は許可すべきであると考えます。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、現地の確認を行った委員から補足説明をお願いします。

坪野委員

申請番号1番については、事務局の説明のとおりです。申請人ご夫婦が2人で書類を持っていらっしゃいました。現場も確認しましたが、問題ありませんでしたので、確認印を押しました。以上です。

細田委員

申請番号2番については、譲渡人が農地の処分を希望されていたと聞いています。譲受人の企業については中古車の販売を行うチェーン店で、全国的にも展開されていることから信用できますし、確認印を押しました。以上です。

議長（鍋嶋 太郎）

では、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

議長（鍋嶋 太郎）

何かございませんか。では、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。

よって、これより本案件の採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。

議案第70号、農地法第5条の規定による意見進達についてを、原案どおり県知事へ進達することに、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

全員異議なしの声によりまして、本案を原案どおり県知事に進達することに決定いたします。

議長（鍋嶋 太郎）

次に、日程第5、議案第71号、農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局

議案第71号、農用地利用集積計画の決定について。入善町から提出になった農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、その決定を求めます。令和4年2月8日提出、入善町農業委員会会長、鍋嶋太郎。今回は、19件の申請があります。

まず、新規設定です。

入善地区はありません。

上原地区はありません。

青木地区はありません。

飯野地区はありません。

小摺戸地区はありません。

新屋地区2件、6筆、7,858㎡

栲山地区はありません。

横山地区はありません。

舟見地区1件、1筆、62㎡

野中地区はありません。

以上、新規設定の合計は、3件、7筆、7,920㎡です。

続いて再設定です。

入善地区はありません。

上原地区はありません。

青木地区2件、5筆、11,176㎡

飯野地区1件、3筆、5,266㎡

小摺戸地区11件、27筆、50,540㎡

新屋地区2件、3筆、1,175㎡

栲山地区はありません。

横山地区はありません。

舟見地区はありません。

野中地区はありません。

以上、再設定の合計は、16件、38筆、68,157㎡です。

新規、再設定合わせて、19件、45筆、76,077㎡です。

次に許可要件の確認ですが、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号については、これらの農用地利用集積計画は全て、入善町が定めた農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に適合していると認められるため、該当すると考えます。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号については、利用権の設定等を受ける者は全て、農用地のすべてを効率的に利用して耕作し、かつ、耕作に必要な農作業に常時従事すると認められるため、該当すると考えます。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項第3号については、利用権の設定等を受ける者は全て、耕作に必要な農作業に常時従事すると認められるため、適用はありません。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項第4号については、全ての案件において、利用権の設定等を受ける土地について、利用権の設定等を受ける者及び所有権等の権利を有する者すべての同意が得られているため、該当すると考えます。

よって、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件のすべてを満たしていると考えます。

以上、よろしくお願ひします。

議長（鍋嶋 太郎）

では、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

議長（鍋嶋 太郎）

何かございませんか。では、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。よって、これより本案件の採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。

議案第 71 号、農用地利用集積計画の決定についてを、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしと認めます。よって、本案件は原案どおり決定することといたします。

議長（鍋嶋 太郎）

以上で本日の議題は全て終了いたしました。その他、何かご意見等はありませんか。それでは、事務局から何かありますか。

事務局

先だってからお話しておりました、町の農作業標準料金及び農地標準賃借料の算定会議が、来週行われ、関係者の方々からご意見をいただく予定です。事務局で試算をした結果、賃借料についてはやはり下がる見込みとなっております。会議に先立って、農業者である委員から、ぜひご意見をいただきたいのですが、いかがでしょうか。

小林委員

県下の平均がいくらほどなのか、近隣市町村とのバランスを見て決めることも必要かと思ひます。

吉原委員

コンクリート畦畔なのか、土畔なのか、変形田なのか、田の条件の違いによってかかる手間が大きく変わるのだから、そのあたりは考慮が必要だと思ひます。昔であれば米価は固定でしたが、今では米の清算金は年によって変わっていき、安定しません。利用権設定によって10年以上貸し付けるとなると、やはり定期的に見直す必要があると思ひます。

細田委員

収益を算出する際の平均のとり方ですが、最低と最高の値を抜くと米価の下落が反映されませんし、過去3年分のデータをそのまま用いて平均をとればよいのではと思ひます。

事務局

ご意見ありがとうございます。

議長（鍋嶋 太郎）

米価の下落がありますから、賃借料はもちろんですが、農家がいただく分の農作業料金も、しっかりと見直す必要がありそうです。その他、何かご意見等はありませんか。

議長（鍋嶋 太郎）

では、特にご意見等がないようですので、これをもちまして第19回入善町農業委員会を閉会いたします。

次回は、令和4年3月8日火曜日、午後1時30分から行いますのでよろしくお願いいたします。

（閉会 午後2時15分）